

令和4年

熊野町農業委員会

議事録

第3回

熊野町農業委員会

令和4年第3回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和4年4月20日（水）午前9時

2. 開催場所 役場3階 302・303会議室

3. 出席委員（9人）

委員	2番	福垣内	信行
委員	3番	菅尾	寛治
委員	4番	井尻	隆雄
委員	5番	立花	宏保
委員	6番	木原	哲男
委員	7番	橋川	勝則
委員	8番	空田	忠
会長職務代理者	9番	原	恭博
会長	10番	中村	家隆

4. 欠席委員

委員	1番	庄賀	深雪
----	----	----	----

5. 農地利用最適化推進委員

委員	世良	正喜
委員	佛圓	治徳

6. 議事録署名委員（2人）

委員	4番	井尻	隆雄
委員	5番	立花	宏保

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	堀野	准
課長補佐	諏訪本	壮太
書記	竹内	浩喜

会議の概要

議長	ただいまの出席委員は9名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和4年第3回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。 4番 井尻委員、5番 立花委員を指名します。 それでは、議事日程に従って審議に入ります。 事務局より、議案の朗読をさせます。
事務局	(議事日程 朗読)
議長	日程第1、議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第12号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 申請地は、〇〇〇〇〇から西側に位置する、畑1筆でございます。 今回申請地は筆界未定地であり、筆界の確定は行わず農地利用としての売買が目的で、農地法第3条の規定による許可申請書の提出がありました。 3条許可申請の提出があった場合、形式的な要件を満たしていれば、申請を受け付け、農地としての利用範囲に争いが無く、許可基準を満たしている場合は許可することが可能となっております。なお、筆界未定地の場合、筆界未定地内の全所有者の書面同意を得ている必要があり、この度申請者から筆界未定地内所有者全員の同意を得た文書の提出があったため、この申請を受け付け、この度審議を諮るものでございます。 譲り渡し人は、譲り受け人の耕作意欲に応じるため、譲り受け人は、耕地拡大のため、譲り受けようとされております。 申請書によると、譲り受け人は、農機具の保有状況からは、耕作能力に問題はなく、農作業への常時従事日数についても、〇〇〇〇〇氏本人が年間150日、世帯員である妻が、95日となっており、権利を取得する者またはその世帯員等の農作業に従事する「従事日数150日以上」の基準を満たしております。

	下限面積につきましても、合計 5 0 0 0 m²超の農地の所有及び農地台帳の登載を確認しており、問題はありません。 周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。 以上です。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。 世良正喜委員、お願いします。
世良正喜委員	4 月 1 5 日に事務局と一緒に現地の確認を行いました。 申請地は事務局から説明のあったとおり、萩原地区、〇〇〇〇〇へ向かう手前に位置しており、現場確認を行ったときは、じゃがいもを育てており、耕作がされていることを確認しました。申請地は筆界未定地ということですが、事務局も説明したとおり、申請書及び添付書類等に不備がない限り受け付けを行うとのことで、それらの点については問題ないと思われます。 営農計画書によると、今後、大根や白菜等を育てて自己消費していくとのことですが、また、申請書の記載では、農機具も十分に揃えており、この度の許可申請は問題ないと思われます。 以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第 1 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、日程第 1、議案第 1 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。 続いて、日程第 2、議案第 1 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請

	について」を議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第 1 3 号の農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 申請地は、初神地区にある〇〇〇〇〇から北東に位置する、田 2 筆でございます。 譲り渡し人は、相続で所有権を取得しましたが、農業経験がなく、農業後継者もないことから譲り渡したいとのことです。また、譲り受け人は、耕地拡大を以前から考えており、この度居住地付近にある申請地を譲り受けようとしております。 申請書によると、譲り受け人は、農機具の保有状況として、耕運機、トラクター、田植機等を保有しており耕作能力に問題ありません。農作業への常時従事日数についても、譲り受け人本人が年間 2 5 0 日、世帯員である妻が、1 5 0 日、息子が 1 0 0 日となっており、権利を取得する者またはその世帯員等の農作業に従事する「従事日数 1 5 0 日以上」の基準を満たしております。 下限面積につきましても、合計 5 0 0 0 ㎡超の農地の所有及び農地台帳の登載を確認しており、問題はありません。 周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。 以上です。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。 佛圓委員、お願いします。
佛圓委員	本件について、4 月 1 3 日に事務局と一緒に現場の確認を行いました。 場所は、先ほど説明があったとおり、初神地区の堂所山の麓に近い場所にあります。 1 月の農業委員会にて、〇〇〇〇〇さんが亡くなられ、その息子さんも亡くなられたということで、どうにもならないということで、太陽光発電をするための転用申請があり、許可承認を得て、それからまだ間もない状況です。

	今回申請地は、1月農業委員会で太陽光発電に転用を行う許可承認を得た土地の隣接にあたる田2筆になります。 今回の申請者の譲り受け人であります、〇〇〇〇〇さんという方は、居住地から申請場所までの距離は直線距離で言うと30～40メートルほどのところに位置しておりまして、目の届くところで管理しやすいと思われます。 現在の状況を確認しましたら、もう既に〇〇〇〇〇さんが借りていると思われ、じゃがいもや玉ねぎなどいろんな野菜を育てていらっしゃるようで、きれいに保全管理がされており、何ら問題ないと思われました。 耕作を行ううえで、水は非常に重要になりますが、それについても何か左右されるようなことはないと思われます。ちゃんと給水路も整備されておりました。 今回は2筆申請があるということで、先ほど説明した1筆は問題がなく、もう1筆については、前回太陽光設備設置の転用申請した東側に隣地する場所に位置し、昔から休耕状態であります。現状確認したところ、雑草はかなり生えておりましたが、〇〇〇〇〇さんが今後耕作されるということであれば、農機具も十分に備わっておりますし、いろんな種類の作物を育てられるのだと考えられます。 私が思うのは、百姓されている方は、自分の代は何とか現状を持ちこたえられるけど、次の子どもらの代になると、手が届かないなどの理由でほとんどが荒れ地になっております。そういった状況を解決する為に、今回の申請のような、相続で所有することになるが、遠方で管理もできないようなことになるのであれば、近くの地域住民に託して、その方が管理していくことで地域の保全になり、非常に大事なことだと思われます。 この度〇〇〇〇〇さんがもらいうけることを申請書で確認したとき、これはよいことだと思いました。私の実家付近にも放任されているような農地はいくらかあるので、引き受けてもらいたいぐらいです。 したがって、今回申請は有効な地域保全になるのではと思いました。 以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)

議長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第 1 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、日程第 2、議案第 1 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。 続いて、日程第 3、議案第 1 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第 1 4 号の農地法第 5 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 申請地は、新宮地区、〇〇〇〇〇から川を挟んで南側に位置する田 4 筆でございます。現況は休耕状態の土地で、転用目的としましては、太陽光発電設備の設置となっており、転用面積は、2, 8 7 9 m²、太陽光パネル枚数は 4 7 4 枚と計画されております。また、この度は所有権移転を行わず、地上権設定を 3 0 年設定されております。 地上権設定とは、借地権の一種であり、他人の土地において、工作物や竹木を所有するために、その土地を使用する権利をもつことです。借地権の一種に賃借権がありますが、賃借権は「債権」であり、契約によって自由に取り決めを行うことができますが、第三者に譲渡等を行う場合には、土地所有者の承諾が必要です。土地を借りて家を建てるなどの行為による場合は、この賃借権がほとんどです。 一方、この度申請者が設定される地上権設定は、「物権」であり、土地所有者の承諾がなくとも、建物の売却が可能となります。太陽光発電設備の場合、所有者が変更になるケースが多く、土地所有者の承諾を得る手間を省くことができる地上権設定を行うことが多いそうです。 譲り渡し人は、当該地について長年耕作を行っておらず、今後も手入れ等の作業を行うことが困難なため譲り受け人と 3 0 年間の地上権設定を行うとのことです。被害防除措置計画書によると、土地の造成及び整地等

	は行わず、草刈程度のみを行い現状のまま太陽光パネルを設置するとのことです。 本申請地は、平成30年度に発生した西日本豪雨において被災した箇所であり、被災後、災害復旧工事が行われております。当初は営農していく予定でありましたが、遠方のため管理が困難である等の理由から、転用に至るまでの経緯書が申請書と併せて提出されております。 その他申請書及び添付書類に不備は無く、周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、許可相当であると判断しております。 以上です。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。 佛圓委員、お願いします。
佛圓委員	本件について、4月13日に事務局と現地の確認を行いました。議案の17ページをご覧ください。今回申請地の4筆が黄色マーカーで色付けされており、その上部の四角の土地が、前回農業委員会でも取り扱った土地であり、今回申請人である譲り受け人も一緒です。 申請地は道路に接した場所に位置し、非常に使い勝手がよく便利なところなんですけど、先ほど事務局が説明したように遠方に住まわれているということで、仕方ない事情があると思われます。 現状は、雑草がたくさん生えており、手の付けようがないなという印象でした。私らぐらいの定年すぎたような方が、ぼちぼち手を加えていくのであれば何とかできるのかなと思いますが、勤めておられて、土日に少しやろうかというような方であったら、難しいなという印象です。 太陽光パネルをこの度設置するとのことですが、防草シートを貼られて設置するような太陽光設備も見受けられますが、事務局の説明もあったように、草刈程度の整備のみということです。こういった太陽光パネル設置については、今後防草対策をきちっとするような条件付がつけられれば、近隣の地域住民に影響を与えないのではと思いました。 私も百姓をしておりますが、一番問題なのは草と虫なんです。草は放置すると、虫が寄ってくるわけです。現在、消毒をするなという時代で、消

	毒せずに虫を排除するのは困難で、他人の土地であればなおさら手を加えるわけにはいきません。 防虫対策、防草対策といったことを設置前段階で条件つけることができれば周辺住民は助かるのではと思います。 隣接地は既に太陽光発電設備設置の転用として承認を得ていますし、今回申請地についても問題はないと思われます。だけれども、今後雑草が生い茂るなどということは、ここで審議してもわからないことなので、先ほどの説明は参考として聞いてもらったらと思います。 以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
事務局	先ほどの佛圓委員の説明に補足なのですが、防草対策などについては、申請書提出の際に、譲り受け人の方から少しお話は伺っております。 雑草が生えることについては承知済で、定期的に除草剤などを撒いて、雑草によって近隣住民に不快感を与えることはないように努めるとのことです。頻度までは確認できておりません。
議長	除草剤を撒いても近隣の田んぼには影響はないのですかね？
佛圓委員	周りに田はないですね。
議長	無いなら大丈夫ですかね。
原委員	ここは、30年の災害のときにえっとやられたけんね。 もう作る者もおらのじゃないか。 上の方は〇〇〇〇〇さんがやりよったじゃろうけど
佛圓委員	確かにここらは〇〇〇〇〇さんの家から近いけん、やっと思ったんかもしれんね。
木原委員	3年前の水害でちょうど、ここら一帯全部やられたね。
原委員	そうよの。やられたよね。
木原委員	川が決壊して、全部流れたよ。
原委員	それで、〇〇〇〇〇が手を引いたよの。
木原委員	砂がかなり入って、修復が難しかったんだと思う。
議長	先ほどの話に戻るが、問題はないということよね。
原委員	問題はないじゃろ。

木原委員	議案の地図で言うと、右上の三角地のところが耕作しよと思われる。
佛圓委員	三角地のところは、一段低くなっていて、確かに耕運機が入っている形跡があり、去年くらいはやっておられたのだと思う。
議長	他に質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	他に質問がないようですので、お諮りします。 議案第 1 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、日程第 3、議案第 1 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。 続いて、日程第 4、報告第 5 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。
事務局	報告第 5 号についてご報告いたします。 熊野町農業委員会事務局規程第 7 条第 2 項に基づき、専決処分した届出書の受理について、同規程第 8 条に基づき報告します。 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、議案 2 1 ページのとおり、城之堀地区 1 件、新宮地区 1 件、計 2 件です。 以上です。
議長	ありがとうございました。 以上で本日の日程はすべて終了しました。 引き続き、事務局から事務連絡をお願いします。
事務局	(事務連絡)
議長	ありがとうございました。 次回の農業委員会は 5 月 2 0 日（金）に開催予定です。 議案については 5 月 1 3 日（金）以降に事務局から送付予定です。 以上をもちまして、令和 4 年第 3 回熊野町農業委員会を閉会します。